

**他人名義のクレジットカードを用いて商品をだまし取る行為と犯罪収益等取得事実
仮装罪**

【文 献 種 別】 判決／福岡高等裁判所那覇支部

【裁判年月日】 令和 6 年 11 月 26 日

【事 件 番 号】 令和 6 年（う）第 15 号

【事 件 名】 窃盗、詐欺、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件

【裁 判 結 果】 原判決破棄、有罪（確定）

【参 照 法 令】 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 10 条 1 項前段（令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号による改正前）

【掲 載 誌】 高等裁判所刑事裁判速報集（令 6）号 169 頁、裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25574695

成城大学専任講師 久保英二郎

事実の概要

1 本件は、他人名義のクレジットカードを用いて商品をだまし取った行為¹⁾が詐欺罪および犯罪収益等取得事実仮装罪（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律〔以下「組処法」という。〕10 条 1 項前段）に当たるとして起訴されたものである。この点についての公訴事実は、次のとおりである。

被告人は、窃取した A 名義のクレジットカードを使用して商品をだまし取るとともに、その商品の取得につき事実を仮装しようと考え、令和 5 年 10 月 4 日午後 4 時 57 分頃から同日午後 5 時 1 分頃までの間、那覇市 B 店において、同店従業員 C に対し、A になりすまし、真実は、A 名義のクレジットカードの正当な使用権限もクレジットカードシステム所定の方法により代金を支払う意思もないのに、これらがあるように装い、同クレジットカードを提示した上、クレジットカード売上票に「A」と署名するなどしてたばこ 2 点（販売価格合計 1380 円）の購入を申し込み、前記 C をその旨誤信させ、よって、その頃、同所において、同人からたばこ 2 点の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させるとともに犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものである。

2 原判決（那覇地判令 6・2・20）は、要旨次のとおり説示し、犯罪収益等取得事実仮装罪の成立を否定した（詐欺罪およびほか 2 件の窃盗罪につきいずれも有罪と認め、懲役 1 年 2 月、執行猶予 3 年を言い渡した。）。

犯罪収益等に関連して虚偽の外観を作出する行為であっても、一般的に、被害者や捜査機関による犯罪収益等の追及・回復を困難にさせて、犯罪収益等の保持、運用を容易にし、犯罪収益等が将来の犯罪活動に再投資されたり、事業活動に投資されて合法的な経済活動に悪影響を及ぼすなどのおそれを新たに生じさせ、あるいは、既に存在しているおそれを高める性質をおよそ有しないものは、仮装行為に該当しないというべきである。

①売上票への署名も含めた被告人の一連の言動という虚偽の外観は、財物であるたばこ 2 点が交付され、犯罪収益が発生するのとはほぼ同時に失われているのであって、この外観を作出する行為に前記のような犯罪収益等の追及・回復を困難にするなどの性質を見出すことはできない。

犯罪収益が発生した時点以降も存続する、②売上票の存在および内容という虚偽の外観は、欺罔行為によって錯誤に陥って財物を交付した被害者等に対し、その後、その錯誤を補強・強化させるような性質はおよそ存しないと認められるのであって、犯罪収益を生み出した詐欺罪とは別に犯罪収益等の追及・回復を困難にすることはないし、既に存在している前記おそれ（欺罔行為によって論理的必然に発生するもの）を高めることもないから、この外観を作出する行為は、一般的に、前記のような犯罪収益等の追及・回復を困難にするといった性質をおよそ有しないものと認められる。

3 これに対し、検察官が控訴した。

判決の要旨

本判決は、次のとおり説示し、犯罪収益等取得事実仮装罪についても有罪と認めた（科刑上一罪として情状の重い犯罪収益等取得事実仮装罪の刑で処断し、懲役1年6月、執行猶予3年を言い渡した。）。

「組処法10条1項前段という事実を仮装する行為は、取引等において、当該取引が正当になされたものと装い、又は行為者以外の第三者に犯罪収益が帰属したものと装う行為をいうものと解されるところ、同項前段の『事実の仮装』に当たるか否かは、当該行為を客観的・外形的にみて取得の原因又は犯罪収益等の帰属につき事実を仮装したと評価できるかという観点から判断すれば足りるものと解される。

これを本件についてみると、被告人は、本件たばこを購入するに際し、他人名義のクレジットカードを提示し、本人確認を求められ、売上票に署名したものと認められる。そして、被告人のかかる行為により、クレジットカード名義人が、その正当な利用権限に基づいて、事後の精算を前提とするクレジットカードシステム所定の方法によりクレジットカードを利用した上で、当該取引により本件たばこを取得したとの外観が作出されたといえる。しかし、実際は、被告人が、正当な利用権限も所定の方法により代金を支払う意思もなく他人名義のクレジットカードを利用して、不正に本件たばこを取得しているのであるから、このような被告人の行為を客観的・外形的にみれば、取得の原因及び犯罪収益等の帰属につき事実を仮装したものと評価できることは明らかである。」

（原判決の説示に対して）「組処法は、『組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることに鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため、……犯罪による収益の隠匿及び収受……を処罰する』ことなどを目的として制定された（組処法1条）ものであるから、犯罪収益等取得事実仮装罪の保護法益は、詐欺罪のそれとは異なることが明らかであり、また、組処法10条1項は、前提犯罪ごとに構成要件を異にするものではない。そうすると、前提犯罪が詐欺罪である場合において、詐欺罪を構成する欺罔行為に

より形成された虚偽の外観を超える程度の事実の仮装がなければ犯罪収益等取得事実仮装罪が成立しないと解することはできず、『事実の仮装』該当性を、財物を交付した被害者等の錯誤を補強・強化させるものといえるか否かという観点から検討すべきとはいえない。

このように解すると、他人名義の決済手段を用いて、決済手段の正当性（取得の原因）や財物交付の相手方（犯罪収益等の帰属）の点を含む錯誤を被害者に生じさせて財物を交付させる行為については、多くの場合に、詐欺罪に加えて犯罪収益等取得事実仮装罪にも間擬し得ることとなるが、上記のとおり両罪の保護法益は全く異なるものであり、かかる事態を不当と評価すべきとはいえない。」

判例の解説²⁾

組処法10条1項前段は「犯罪収益等……の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者」を処罰対象としている。このうち、本件で問題となった取得事実仮装は、立案担当者の解説によると、取得の原因を仮装する行為と取得した犯罪収益等の帰属を仮装する行為があり、前者の例としては、正当な商品取引あるいは借入れ等を装ってその旨の書類を作成し、正当な事業収益を装って帳簿や伝票等を操作するなどの行為が、後者の例としては、取得した犯罪収益である現金の偽名や第三者名義での預貯金、財産の仮装譲渡等が考えられる³⁾。

他人名義のクレジットカードを用いて商品をだまし取る行為は、立案担当者の解説では言及されておらず、従来は詐欺罪のみで起訴されてきたようであるが、本件では、この行為が詐欺罪のみならず犯罪収益等取得事実仮装罪（以下「本罪」という。）でも起訴された⁴⁾。本判決は、この行為につき、本罪の成立を否定した原判決を破棄し、詐欺罪に加えて本罪の成立も認めたものである。

本罪はいわゆるマネー・ローンダリング（以下「マネロン」という。）を処罰するものである。そこで以下では、マネロンとは何かを簡潔に説明した上で（一）、裁判例および学説を踏まえて（二）、原判決と本判決の考え方を分析し（三）、本判決の当否につき若干の検討を加える（四）。

一 マネロンとは何か

マネロンとは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関等による収益の発見や検挙等を逃れようとする行為をいう⁵⁾。マネロンは、通常、洗浄された資金を最終的に合法的な金融システムへ流入させるまでに、プレイスメント、レイヤリング、インテグレーションという3つの段階を経るといわれている。例えば、犯罪収益である現金を他人名義口座に預け入れて犯罪との直接的なつながりから移動させるのがプレイスメント、複雑な送金取引を繰り返して資金の流れを分かりづらくするのがレイヤリング、その資金でラグジュアリー資産を購入したりして合法的な資金源から得られた資産に見せかけ、利用可能な状態にするのがインテグレーションである⁶⁾。

二 従来の裁判例と学説

1 裁判例

裁判例には、組処法10条1項前段の「隠匿」や「仮装」に当たるかが争われたものが複数ある。「隠匿」については、犯罪収益等の捕捉・追及を困難にする点に言及する裁判例が多い。その中には、実際に捕捉・追及が困難になったことまで認定するものもある⁷⁾が、行為が捕捉・追及を困難にするものであると評価して隠匿該当性を認めるものもあり⁸⁾、行為がこのような性質を有していることが必要と解されているものと思われる。一方、「仮装」については、被告人が作出した外観と実際の事実のズレのみを認定する裁判例が多い⁹⁾。これを超えて、取得者の探知や犯罪収益等の捕捉・追及が困難になったことまで認定するものもある¹⁰⁾が、いずれも仮装該当性を認めたものであり、捕捉・追及を困難にする点を必要不可欠と解したかは明らかではない。

行為態様の点では、詐欺の被害者や取引の相手方をして金銭を直接に他人名義口座に振り込ませる事案が多い。この行為が取得事実仮装に該当するかが争われた裁判例もあり、例えば、東京高判平16・6・16東高刑時報55巻1＝12号47頁は、「〔組処法〕10条1項前段は、犯罪収益等の帰属を仮装することが一般的にその捕捉を困難にすることから、その仮装自体をとらえて処罰する趣旨を含む規定であると考えられる」と説示した上で、行為者の特定が困難となっていたことを認定

し、本罪の成立を認めている。また、大阪高判平18・11・2刑集61巻9号835頁は、「犯罪収益等の取得につき事実を仮装する行為と実質的に同視することができる」として、本罪の成立を認めている。

他人名義のクレジットカードを用いて商品をだまし取る行為については、近年まで本罪で起訴された裁判例は見当たらず、本件のものを除くと、判例データベース上は本罪の成立を認めた那覇地判令6・3・21判例体系28321876があるのみである¹¹⁾。

2 学説

学説では、捜査機関による犯罪収益等の追及困難化の要否が議論されている。多数説は追及困難化を要求すべきと主張している¹²⁾が、「隠匿」については追及困難化を必要としつつ、「仮装」についてはこれを成立要件とするものではないとの見解もある¹³⁾。

他人名義のクレジットカードを用いて商品をだまし取る行為については、近年まで本罪で起訴された裁判例が見当たらないこともあり、本判決以前は議論されていない。

三 原判決と本判決の考え方

原判決は、犯罪収益等の追及・回復を困難にするなどの性質をおよそ有しないものは、仮装行為に該当しないとの一般論を示した上で、本件における虚偽の外観を「売上票への署名も含めた被告人の一連の言動という虚偽の外観」と「売上票の存在及び内容という虚偽の外観」に分けて検討し、いずれもこのような性質を有しないとして、本罪の成立を否定した。これは、追及困難化を要求する点で多数説に依拠したものといえる。

これに対し、本判決は、行為を客観的・外形的にみて事実を仮装したと評価できるかという観点から判断すれば足りるとして、追及困難化を要求せずに本罪の成立を認めており、裁判例の多くと軌を一にするものといえる。

もっとも、仮に原判決のように追及困難化を要求するとしても、他人名義のクレジットカードを用いて商品をだまし取る行為は、程度は低いものの、犯罪収益等の追及・回復を困難にするなどの性質をおよそ有しないとはいえないため、本罪の成立を認めることは可能である¹⁴⁾。そうすると、結論の分かれ目は、「追及困難化を要求するか、

それとも虚偽の外観の作出で足りるとするか」ではなく、むしろ「詐欺罪を構成する欺罔行為によるものを超える追及困難化あるいは虚偽の外観の作出を要求するか」にある。

この点については、本判決は、本罪の保護法益が詐欺罪とは異なること、本罪が前提犯罪ごとに構成要件を異にするものではないことを論拠として、詐欺罪を構成する欺罔行為によるものを超える虚偽の外観の作出は不要と解している。

四 本判決に対する評価

本罪の処罰根拠については、犯罪収益の保持・運用を容易にする点に求める見解¹⁵⁾や、犯罪収益の剥奪を妨げる点に求める見解¹⁶⁾があり、近年では、これらの点を併用する見解¹⁷⁾も主張されている。さらに、本罪の刑事政策上の意義として、マネロン捜査を入口として（前提犯罪を含む）より大きな犯罪の端緒をつかむという意義も指摘されている¹⁸⁾。

もっとも、前述したように、他人名義のクレジットカードを用いて商品をだまし取る行為は、取得者を偽るものであるから、程度は低いとしても、犯罪収益の保持・運用を容易にしたり、犯罪収益の剥奪を妨げたりする性質をおよそ有しないとはいえない。したがって、この行為に本罪が成立するかについては、本罪の処罰根拠から答えを出せる問題ではないように思われる。

問題となるのは、組処法の目的との適合性、言い換えれば「他人名義のクレジットカードを用いて商品をだまし取る行為がマネロン罪としての当罰性を有しているか」であろう。本件のように他人名義のクレジットカードを用いて商品をだまし取る行為は、裁判例の多数を占める詐欺の被害者等をして金銭を直接に他人名義口座に振り込ませる行為とは違い、前述したプレイスメントともいえず、マネロン罪としての当罰性を有しているかは疑わしい。さらに、同一行為に詐欺罪が成立することが前提となる以上、これに加えて本罪の成立を認めても捜査の糸口を増やすことにはならず、刑事政策上の意義も見出し難い。

近年では、諸外国のマネロン罪を参考にして前提犯罪との二重処罰の回避という視点を指摘する論稿も現れており¹⁹⁾、本判決後も検討課題はなお残されているといわざるを得ないであろう。

●——注

- 1) ほか2件の車上荒らしを敢行し、うち1件の盗品であるクレジットカードを使用して本犯行に及んだ。
- 2) 本判決の評釈として知り得たものに、功刀祐樹「判批」警公80巻4号(2025年)、東條明徳「判批」法教549号(2026年)、仲戸川武人「判批」警論78巻8号(2025年)、二本柳誠「判批」松原芳博＝杉本一敏編『判例特別刑法第5集』(日本評論社、2026年)がある。
- 3) 三浦守ほか『組織的犯罪対策関連三法の解説』(法曹会、2001年)120～121頁。
- 4) 社会的背景につき、川崎友巳「マネー・ローンダリング罪雑感」研修933号(2026年)3～5頁参照。
- 5) 警察庁ウェブサイト(<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/maneron/manetop.htm>〔2026年9月8日最終閲覧〕)。
- 6) 国連薬物犯罪事務所ウェブサイト(<https://www.unodc.org/unodc/en/money-laundering/overview.html>〔2026年9月8日最終閲覧〕)参照。
- 7) 東京高判平11・10・19 東高刑時報50巻120頁等。
- 8) 東京高判平28・9・29LEX/DB25545476等。
- 9) 後述する大阪高判平18・11・2のほか、前掲注8)東京高判平28・9・29等。
- 10) 後述する東京高判平16・6・16のほか、前掲注7)東京高判平11・10・19等。
- 11) 本件原判決によれば、那覇地石垣支判令2・10・30判例集未掲載も本罪の成立を認めているようである。
- 12) 芥川正洋「組織的犯罪処罰法における犯罪収益等の仮装・隠匿罪について」刑ジャ84号(2025年)41～42頁、藏本匡成「組織的犯罪処罰法(犯罪収益等隠匿罪)」判タ1430号(2017年)105頁、澁谷洋平「マネー・ローンダリング罪に関する一考察」只木誠ほか編『甲斐克則先生古稀祝賀論文集[上巻]』(成文堂、2024年)478頁、481～482頁、山本輝之「マネーロンダリング」法教240号(2000年)26頁等。
- 13) 川出敏裕「判批」判評507号(2001年)43頁。
- 14) 現に、前述した那覇地判令6・3・21はこのように説示して本罪の成立を認めている。
- 15) 立案担当者の見解である(三浦ほか・前掲注3)120頁)。このほか、藏本・前掲注12)101頁等。マネロン罪を介した没収に関する説示であるが、最判令6・12・17刑集78巻6号462頁も参照。
- 16) 山本・前掲注12)26頁等。
- 17) 芥川・前掲注12)41頁、澁谷・前掲注12)478頁等。
- 18) 近藤和久「犯罪収益等に関する事実認定」植村一郎監修／遠藤邦彦＝安東章編『刑事事実認定重要判決50選[第4版]』(立花書房、2026年)852頁。
- 19) 樋口亮介「マネーロンダリングの処罰について」刑法64巻3号(2025年)474頁。

* 本研究はJSPS科研費JP23K25458、JP23K12381の助成を受けたものである。